

20140409 衆議院厚生労働委員会議事録

第9号 平成26年4月9日(水曜日)

会議録本文へ

平成二十六年四月九日(水曜日)

午前九時十八分開議

出席委員

委員長 後藤 茂之君

理事 金子 恭之君 理事 北村 茂男君

理事 とかしきなおみ君 理事 丹羽 雄哉君

理事 松本 純君 理事 山井 和則君

理事 上野ひろし君 理事 古屋 範子君

赤枝 恒雄君 池田 道孝君

今枝宗一郎君 岩田 和親君

大串 正樹君 鬼木 誠君

金子 恵美君 神山 佐市君

小松 裕君 古賀 篤君

白須賀貴樹君 新谷 正義君

助田 重義君 瀬戸 隆一君

田中 英之君 田畑 裕明君

高鳥 修一君 高橋ひなこ君

武井 俊輔君 津島 淳君

豊田真由子君

永山 文雄君

堀内 詔子君

宮崎 政久君

山下 貴司君

中根 康浩君

柚木 道義君

浦野 靖人君

重徳 和彦君

梶屋 敬悟君

井坂 信彦君

阿部 知子君

.....

厚生労働大臣

内閣府副大臣

総務副大臣

厚生労働副大臣

厚生労働副大臣

文部科学大臣政務官

厚生労働大臣政務官

中川 俊直君

船橋 利実君

三ッ林裕巳君

村井 英樹君

大西 健介君

長妻 昭君

足立 康史君

清水鴻一郎君

輿水 恵一君

中島 克仁君

高橋千鶴子君

田村 憲久君

岡田 広君

関口 昌一君

佐藤 茂樹君

土屋 品子君

上野 通子君

高鳥 修一君

厚生労働大臣政務官	赤石 清美君	政府参考人
国土交通大臣政務官	中原 八一君	(厚生労働省医薬食品局長) 今別府敏雄君
政府参考人		政府参考人
(内閣官房日本経済再生総合事務局次長)		(厚生労働省職業能力開発局長)
赤石 浩一君		杉浦 信平君
政府参考人		政府参考人
(内閣府政策統括官)	石井 裕晶君	(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)
政府参考人		石井 淳子君
(法務省大臣官房審議官)	杵淵 正巳君	政府参考人
政府参考人		(厚生労働省社会・援護局長)
(文部科学省大臣官房審議官)		岡田 太造君
義本 博司君		政府参考人
政府参考人		(厚生労働省老健局長) 原 勝則君
(文部科学省大臣官房審議官)		政府参考人
山脇 良雄君		(厚生労働省保険局長) 木倉 敬之君
政府参考人		政府参考人
(文部科学省大臣官房審議官)		(厚生労働省年金局長) 香取 照幸君
永山 賀久君		政府参考人
政府参考人		政府参考人
(厚生労働省医政局長)	原 徳壽君	(国土交通省大臣官房建設流通政策審議官)
政府参考人		吉田 光市君
(厚生労働省健康局長)	佐藤 敏信君	参考人

(年金積立金管理運用独立行政法人理事長)

三谷 隆博君

宮崎 政久君

神山 佐市君

厚生労働委員会専門員 中尾 淳子君

同日

辞任

補欠選任

委員の異動

神山 佐市君

大久保三代君

四月九日

助田 重義君

あべ 俊子君

辞任

補欠選任

あべ 俊子君

池田 道孝君

四月八日

大久保三代君

武井 俊輔君

難病の患者に対する医療等に関する法律案（内閣提出第二四号）

村井 英樹君

岩田 和親君

山下 貴司君

瀬戸 隆一君

児童福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出第二五号）

同日

(略)

辞任

補欠選任

池田 道孝君

津島 淳君

○後藤委員長 次に、内閣提出、難病の患者に対する医療等に関する法律案及び児童福祉法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

岩田 和親君

村井 英樹君

瀬戸 隆一君

鬼木 誠君

順次趣旨の説明を聴取いたします。田村厚生労働大臣。

武井 俊輔君

宮崎 政久君

同日

難病の患者に対する医療等に関する法律案

辞任

補欠選任

児童福祉法の一部を改正する法律案

鬼木 誠君

山下 貴司君

[本号末尾に掲載]

津島 淳君

助田 重義君

○田村国務大臣 ただいま議題となりました難病の患者に対する医療等に関する法律案及び児童福祉法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を説明いたします。

まず、難病の患者に対する医療等に関する法律案について申し上げます。

難病対策については、これまで約四十年にわたり予算事業として推進してきましたが、医療費助成の対象となる疾病が限られていることや、都道府県に超過負担が発生していることなど、さまざまな課題を抱えています。

このため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、基本方針の策定、公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立、調査研究の推進等の措置を講ずることとし、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容について、その概要を説明いたします。

第一に、難病の患者に対する医療等は、難病の克服を目指し、難病の患者の社会参加の機会が確保され、難病の患者が地域社会において尊厳を保持しつつ他の人々と共生することができるよう、総合的に行わなければならないことを基本理念としています。また、国は、難病対策の基本的な方向等について基本方針を定めることといたしております。

第二に、難病のうち患者数が一定数に達しない疾病を指定難病に指定するとともに、都道府県は、指定難病の患者が、指定医療機関からその医療を受けた場合には、医療費を支給することといたしております。

第三に、国は、難病の原因や治療方法等の調査研究を推進するとともに、その成果を積極的に研究者や医

師等に提供することとしています。また、都道府県は、療養生活環境整備事業として、難病の患者の相談に応じる事業等を行うことができることといたしております。

第四に、国は、医療費の支給に要する費用の二分の一を負担するとともに、療養生活環境整備事業に要する費用の二分の一以内を補助することができることといたしております。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、平成二十七年一月一日としています。

次に、児童福祉法の一部を改正する法律案について申し上げます。

小児慢性特定疾病の児童等に関する施策については、医療費助成について、安定的な財源の仕組みとなっていないこと、小児慢性特定疾病の児童等の自立支援の充実等が求められていることなどの課題を抱えています。

このため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立等の措置を講ずることとし、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容について、その概要を説明いたします。

第一に、都道府県は、小児慢性特定疾病の児童等が、都道府県知事が指定する医療機関からその医療を受けた場合には、医療費を支給することとしています。

第二に、都道府県は、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業として、小児慢性特定疾病の児童等とその家族等に対し、相談支援事業を行うとともに、地域の関係機関や小児慢性特定疾病の児童等及びその家族等の意見を聞いて、小児慢性特定疾病の児童等の自立を支援するさまざまな事業を行うことができることとして

います。

第三に、国は、長期にわたり疾病の療養を必要とする児童等の健全な育成に資する調査研究を推進するとともに、その成果を研究者や医師等に提供することとします。また、厚生労働大臣は、長期にわたり疾病の療養を必要とする児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本方針を定めることとしています。

第四に、国は、医療費の支給及び小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施に要する費用の二分の一を負担することとしています。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、平成二十七年一月一日としています。

以上が、二法案の提案理由及びその内容の概要であります。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願い申し上げます。

以上でございます。

○後藤委員長 以上で両案の趣旨の説明は終わりました。

○後藤委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

両案審査のため、来る十五日火曜日午前九時、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認めます。よって、その

ように決しました。

次回は、来る十一日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十四分散会